

○郡山市勤労者研修センター条例

平成5年3月12日

郡山市条例第9号

改正 平成12年3月28日郡山市条例第7号

平成22年12月28日郡山市条例第57号

平成27年12月21日郡山市条例第80号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、勤労者の資質及び技術の向上を図り地域産業の振興に寄与するため、郡山市勤労者研修センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
郡山市東部勤労者研修センター	郡山市田村町金屋字下夕川原167番地の2

(使用許可)

第3条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、センターの使用を許可しない。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めたとき。
- (3) 市長が、センターの管理運営上適当でないと認めたとき。

(平22条例57・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の目的又は条件に違反したとき。
- (3) 使用許可後において前条各号のいずれかに該当したとき。

(平22条例57・一部改正)

(使用料)

第6条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を使用前までに納付しなければならない。

(平12条例7・平27条例80・一部改正)

(使用料の徴収の特例)

第6条の2 市長は、使用者が前条に定める使用料を納付する前に使用しないこととなった場合であって、第8条各号のいずれかに該当するときは、未納の使用料の額から同条ただし書の規定により当該使用料の納付後に返還することができる額を差し引いて使用料を徴収するものとする。ただし、使用者が使用を開始する前に使用の変更の申請をし、市長がこれを許可した場合であって、変更後の使用料の額が変更前の使用料の額以上となるときは、変更前の未納の使

用料は徴収しない。

(平27条例80・追加)

(使用料の免除)

第7条 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不返還)

第8条 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責めによらない事由により使用ができなくなったとき。

(2) 使用者が使用を開始する前に、使用の取り消し又は変更を求める申し出をし、市長がこれを承認したとき。

(3) 使用者が使用を開始する前に、使用の許可を取り消されたとき。

(4) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

(原状回復)

第9条 使用者は、センターの使用を終了したとき又は使用を停止されたとき若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに設備等を原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを行い、その費用を使用者から徴収する。

(平22条例57・一部改正)

(賠償責任)

第10条 使用者は、センター又はこれに附属する設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(平22条例57・一部改正)

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年郡山市条例第7号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(処分、申請、届出等に関する経過措置)

5 施行日前に、この条例による改正前のそれぞれの条例又はこれに基づく規程によりなされた届出、申請、処分その他の行為で施行日において現にその効力を有するものは、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成22年郡山市条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に使用の許可の申請がなされた場合の当該許可に係る使用料について

は、なお従前の例による。

附 則（平成27年郡山市条例第80号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の使用許可に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

（平22条例57・全改）

1 施設使用料

室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時 まで	午後5時から 午後9時 まで	午前9時から 午後5時 まで	午後1時から 午後9時 まで	午前9時から 午後9時 まで
第1研修室	900円	1,300円	1,700円	2,000円	2,700円	3,300円
第2研修室	600円	800円	1,000円	1,300円	1,700円	2,100円
第3研修室	600円	800円	1,000円	1,300円	1,700円	2,100円
和室	800円	1,200円	1,500円	1,800円	2,500円	3,000円

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

2 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
プロジェクター		1式1回	500円
放送設備		1式1回	300円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が 200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が 500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が 1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が 1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

- この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。